

新株予約権の要項

・ 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

の内容を含む新株予約権（以下個別に又は総称して「新株予約権」という。）の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」という。）において、当社取締役会が定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する自己株式の数を控除する。）と同数の新株予約権を割り当てる。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録をされた株主に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する自己株式を除く。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

・ 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は「行使価額」に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額とする。「時価」は、新株予約権無償割当ての取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無

償割当て決議において当社取締役会が定める期間とする。ただし、(7)項により当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権については当該取得日の前日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

- 1) 以下のいずれかに該当する者は、新株予約権を行使することができない。
 - () 特定大量保有者
 - () 特定大量保有者の共同保有者
 - () 特定大量買付者
 - () 特定大量買付者の特別関係者
 - () () 乃至 () に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者
 - () () 乃至 () に該当する者の関連者

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に定義される。）が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）

「共同保有者」とは、証券取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含む。）

「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下本において同じ。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義される。以下同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第 7 条第 3 項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に定義される。以下同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して 20% 以上となる者をいう。

「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 1 項で定める者を除く。

ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者又はその

者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条に定義される。)をいう。

- 2) 1)にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。

当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

当社を支配する意図がなく 1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、1) (i)の特定大量保有者に該当することになった後 10 日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより 1) (i)の特定大量保有者に該当しなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、1) (i)の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

その者が当社の株券等を取得し保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(1) (i)乃至()に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

- 3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行若しくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足又は(iii)その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合(以下「準拠法行使禁止事由」という。)には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 4) 3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(i)自らが米国 1933 年証券法ルール 501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを

表明、保証し、かつ、(ii)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ、事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が(i)及び(ii)を充足しても米国証券法上、適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- 5) 新株予約権者は、当社に対し、自らが 1)(i)乃至 (vi)のいずれにも該当せず、かつ、1)(i)乃至(vi)に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- 6) 新株予約権を有する者が本(4)項の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

- 1) 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 2) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、(4)3)及び4)の規定により新株予約権を行使することができない者((4)1)の規定により新株予約権を行使することができない者を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して1)の承認をするか否かを決定する。

当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部又は一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名又は記名捺印した差入書(乃至 に関する表明・保証条項、補償条項その他当社が定める記載事項を含む。)が提出されているか否か

譲渡人及び譲受人が(4)1)の()乃至()のいずれにも該当しないことが明らかか否か

譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかか否か

譲受人が(4)1の規定により新株予約権を行使することができない者のために譲受しようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日の到来日をもって、(4)1の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日より後に、(4)1の規定により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者が有している当該取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権については新株予約権証券を発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2006年5月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以上